

女性が働きやすい医療機関認証制度について

制度の目的

医師や看護職員をはじめとした医療従事者の確保を図るためには、医療機関の主体的な取組を通じて、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備等を図りつつ、制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなどの勤務環境改善に取り組むことが必要です。

そのため、医療機関にこれらの導入を促進するために、県の公的な位置づけによる「女性が働きやすい医療機関認証制度」を創設します。同制度は、三重県が事業者に以下の事務(1～3)を委託しています。

認証までの手続き

女性が働きやすい医療機関認証制度

1. 書類審査

勤務環境改善や女性が働きやすい視点からなる自己点検表を提出していただきます。

勤務環境改善の視点
三重県版勤務環境改善マネジメントシステムチェックリスト

+

「女性が働きやすい」視点
女性が働きやすい医療機関認証制度チェックリスト

2. 現地確認

申請書類に記載されている内容の確認や、実際の運用状況の詳細等を現地で確認します。



3. 専門家による審査

専門部会にて、申請書類の内容や実際の運用状況、病院管理者の信念などを審査します。

専門部会
専門家による専門部会を設置します

4. アドバイス・支援

審査を受けて、改善部分がある医療機関に対してセンターが助言・支援を行います。

認証

認証書を交付し、三重県ホームページで公表します。

医療スタッフ全体の離職防止や医療の質の向上を図るためPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対する総合的な支援を実施します。

三重県医療勤務環境改善支援センター

三重県

「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計(審査項目・採点方法等の策定)を行います。